

西区会計年度任用職員

（こども家庭支援課 認定・利用調整事務補助）を募集します！

1 業務内容	(1)保育・教育施設・事業の給付認定・利用調整に係る簡易な事務 (2)保育・教育施設・事業の契約関連に係る簡易な事務 (3)保育・教育施設・事業、近隣市町村との連絡調整に係る簡易な事務 (4)利用者、保育・教育施設・事業からの問い合わせに対する簡易な対応 (5)窓口、電話等の対応 (6)その他、事務補助 ※その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）
2 応募要件	以下の全ての要件を満たす方 (1) 電話・窓口対応ができること (2) パソコン（ワード、エクセル程度）の操作ができること
3 欠格事項	地方公務員法第16条等に定める採用に関する欠格事由に該当する場合には、会計年度任用職員の任用を行うことができません。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者 (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (5) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者
4 募集人数	2名
5 身分	地方公務員法第22条の2に定める会計年度任用職員
6 任用期間	令和8年10月13日～令和9年3月31日
7 勤務日及び勤務時間	(1) 8時45分から17時15分まで（昼休憩時間1時間含む） (2) 原則、月曜日から金曜日のうち指定する日で、火曜日を必須とし、週3～4日の勤務。国民の祝日を含む週は週2日の場合あり。12月の複数の週は週5日勤務を要する。 ※土曜日、日曜日、国民の祝日、1月1日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日及び12月31日を除く

8 勤務場所	西区福祉保健センターこども家庭支援課 横浜市西区中央1丁目5番10号 最寄り駅：京浜急行 戸部駅（徒歩8分）、相模鉄道 平沼橋駅（徒歩10分）
9 報酬等	(1) 日額 10,980円 (2) 通勤費用（実費相当額）を別途支給 (3) 社会保険（健康保険（横浜市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険）に加入 その他勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。
10 休暇等	年次休暇等 ※横浜市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則に基づきます。
11 応募方法	「14 申込み・問合せ先」まで必要書類を提出してください。 (1) 提出書類 ① 会計年度任用職員申込書（第1号様式） ② 作文（テーマは作文用紙内に記載） ※様式はホームページよりダウンロード、又は区役所窓口でもお渡しします） https://www.city.yokohama.lg.jp/nishi/kusei/saiyo/ninteityousei202610.html (2) 受付期間 令和8年8月31日（月）から令和8年9月7日（月）17時まで （郵送の場合は令和8年9月7日（月）【必着】） ※郵送の記録を残したい場合は、特定記録郵便等の方法があります。
12 選考内容	(1) 選考方法（書類選考及び面接） 面接日：令和8年9月中旬実施（予定）応募書類が届き次第、メールか電話でご連絡しますので、必ず申込書にはメールアドレスを記入してください。） (2) 選考結果通知 令和8年9月下旬（予定） 合格者は、提出書類及び面接の結果を総合して決定します。 ※選考の結果は、可否に関わらず、受験者全員に文書で通知します。 ※選考の結果についての電話でのお問い合わせには応じられません。
13 その他	提出された書類およびそれに記載された個人情報、今回の募集・採用の目的のみに使用し、該当書類の行政文書としての保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。 ただし、採用された方の個人情報については、任用期間中も雇用管理の目的で使用するものとし、任用終了後は、同様に保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。
14 申込み・ 問合せ先	〒220-0051 横浜市西区中央1丁目5番10号 西区こども家庭支援課「会計年度任用職員（認定・利用調整事務補助）」担当 電話 045-320-8468 FAX 045-322-9875